**特定事業所集中減算を適用されない正当な理由**

**（平成27年９月１日より適用）**

次の「正当な理由」に該当する場合は、特定事業所集中減算チェックシートと

一緒に確認書類をご提出ください。

**１　「正当な理由」**

（１）　事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に５事業所未満（みなし事業所は、判定期間中に請求実績がある事業所のみ含む）である場合などサービス事業所が少数である場合

（２）　判定期間の１月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であり、

事業所が小規模である場合

（３）　判定期間の１月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であり、サービスの利用が少数である場合

（４）　サービスの質が高いことにより特定の事業者に集中しているとして、次のいずれかに該当する場合

ア　以下のサービスにおいて、指定する加算を１つ以上算定している場合

　　　　訪問介護：特定事業所加算（Ⅰ）

　　　　通所介護：中重度ケア体制加算、認知症加算、事業所評価加算

　　　　※確認書類　加算算定事業所確認表（別紙１）

イ　利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等（次ページ参照）に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合

※確認書類　理由書（別紙２）

　　　　　　地域ケア会議等の議事録（当該サービスを利用する必要性に

ついて、協議した内容が分かるように記載してください）

（５）　事業所の通常の事業の実施地域に、通院等乗降介助を行っている指定訪問介護事業所が５事業所未満しかなく、紹介率最高法人を位置付けた訪問介護に係る居宅サービス計画数から、通院等乗降介助を位置付けた訪問介護に係る居宅サービス計画数を除いて再計算すると、当該紹介率が80％以下となる場合

　　　　※確認書類　通院等乗降介助に係る再計算表（別紙３）

（６）　つくば市（地域包括支援センター及び在宅護支援センター含む）から緊急時の対応として依頼されたケースを除くことにより、紹介率最高法人の紹介率が80％以下となる場合

　　　　※確認書類　ケアプラン又は支援経過等対応の経緯が明らかな文書

（７）　その他正当な理由と市長が認めた場合

　　　　判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所は、その旨チェックシートの備考欄に記載してください。

**２．つくば市における地域ケア会議等について**

「正当な理由」（４）イに示されている地域ケア会議等は以下の会議としますので、事例の支援内容についての意見・助言を受ける場としてご活用ください。

なお、利用者の支援内容について意見、助言を受ける場合は地域包括支援課にお問い合わせください

**●個別ケア会議（クイックケア会議）**

　地域包括支援センターが関わる困難ケースについて、支援方針決定するために、立場が異なる３者以上で協議する会議。

参加者：地域包括支援センターを含む３者以上

本件についての検討のためには①介護支援専門員、②地域包括支援課の職員、

③サービス事業所の職員の参加は必須となっております。そのほかの参加者

は事例の内容に応じて御調整ください。

**●個別ケア会議（自立支援型個別ケア会議）**

　要支援者等の生活行為の課題を多職種からの助言等により、自立支援及び介護予防に資するケアマネジメントに繋げるために行う会議。

参加者：担当介護支援専門員、地域包括支援センター、会議員（医師、訪問看護師、

薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、主任介護支援

専門員）

　　　　　※サービス事業所の職員の参加については、御相談ください。

対象者：介護予防、重度化予防につながると思われる事例（要支援１、２、事業対象

者を想定）

地域ケア会議は個人のケアプランの向上を目的とするサービス担当者会議とは位置づけが異なっておりますので、ご注意ください。